

■労働者派遣事業許可申請のながれ

労働者派遣事業(許可)を行おうとする場合、厚生労働大臣に対し申請を行い審査を経て許可を受けなければなりません。事業主が許可の欠格事由に該当せず、許可基準をすべて満たす場合に許可されます。(許可要件や申請書類の詳細については「労働者派遣事業を適正に実施するために一許可・更新等手続きマニュアル」をご確認ください。)



各種お問合せ・
事前相談ご予約は

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室
〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎3階
TEL 024-529-5746 ◆開庁時間 8:30～17:15
月～金(土日祝、年末年始を除く)